

二 連結財務諸表の作成に関する監査手続の例示

		<u>目 次</u>
No.	調書 No.	項 目
1.	10100	全般的事項
2.	10110	連結決算体制の整備・運用状況
3.	10120	子会社の範囲
4.	10130	関連会社の範囲
5.	10140	連結の範囲
6.	10150	持分法の適用範囲
7.	10160	連結会社及び持分法適用会社の財務諸表
8.	10170	決算日の差異に関する処理
9.	10180	在外子会社等の財務諸表項目の換算
10.	10210	資本連結
11.	10220	債権・債務の相殺消去
12.	10230	取引高の相殺消去
13.	10240	未実現損益の消去
14.	10250	少数株主持分
15.	10260	持分法
16.	10270	税効果会計
17.	10310	連結精算表及び連結財務諸表
18.	10320	連結キャッシュ・フロー計算書作成用の精算表
19.	10410	リース取引
20.	10420	セグメント情報
21.	10430	関連当事者との取引

1. 10100 全般的事項

(1) 監査手続の例示

1.	前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された連結決算体制上及び連結決算手続上の問題点を把握する。
2.	連結会計方針一覧表、連結決算規程、連結決算マニュアル、経理規程等を閲覧して、連結会計方針を把握する。
3.	連結会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
4.	連結会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等による影響の有無について質問する。
5.	監査計画において決定した連結会社及び持分法適用会社の各財務諸表項目の固有の危険の程度、内部統制上の危険の程度及び財務諸表に関する監査上の危険性を踏まえて、往査対象会社の範囲、実施すべき監査手続、実施時期、試査の範囲等を決定するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
6.	連結決算規程等を閲覧して、連結財務諸表作成体制の変更の有無を確かめる。
7.	子会社及び関連会社に関する資料を閲覧して、子会社及び関連会社の異動の有無について質問する。
8.	関連当事者一覧表を閲覧して関連当事者の異動の有無について質問する。
9.	連結会社及び持分法適用会社における当連結会計年度中の特殊な取引の有無について質問する。また、必要と認めた場合には関連資料を閲覧する。
10.	連結子会社又は持分法適用会社に対する他の監査人の関与の状況について質問する。また、必要と認めた場合には他の監査人の監査報告書等を閲覧し、他の監査人の監査結果を利用するか否かを決定する。
11.	連結財務諸表について、期間比較、財務諸表単純合算比較、財務分析等の分析的手続を実施し、著しい増減の有無及びその理由が企業集団の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
12.	デリバティブ取引に関する資料を閲覧し、実務指針等に従って適切に処理されていることを確かめる。
13.	偶発債務（保証債務、係争事件に係る賠償義務等）に関する資料を閲覧し、関連する委員会報告等に従って適切に処理されていることを確かめる。
14.	重要な後発事象に関する資料を閲覧し、連結財務諸表における会計処理又は表示方法の妥当性を確かめる。
15.	監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。
16.	当連結会計年度の連結会社及び持分法適用会社の財務諸表に係る監査調書、連結財務諸表に係る監査調書を総括的に査閲し、検出事項の重要性、連結財務諸表上の修正状況等を総合的に評価した上で、監査報告書を作成する。
17.	経営者確認書を入手し、重要な偶発事象、後発事象等や経営者の意思又は判断に依存している重要な事項等について確認する。

(2) 留意事項の例示

1.	当連結会計年度の監査上、特に注意すべき事項はないか。
2.	前連結会計年度以前の監査で認識された連結決算体制上及び連結決算手続上の問題点は改善されているか。
3.	連結会計方針は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか。
4.	会計処理基準が明確にされているか。
5.	同一環境下で行われた同一の性質の取引等に関して、連結会社の会計処理基準が原則として統一されているか。統一されていない場合は、連結決算手続上で適切な修正が行われているか。
6.	連結子会社の資産及び負債の評価について、全面時価評価法と部分時価評価法のうち、いずれかの評価方法が継続して適用されているか。
7.	持分法の適用範囲に含まれる非連結子会社の資産及び負債の評価について、連結子会社と同一の資産及び負債の評価方法が継続して適用されているか。

8.	連結調整勘定の償却について、所定の償却方法及び償却期間が継続して適用されているか。
9.	持分法適用会社に関する連結調整勘定相当額の償却について、所定の償却方法及び償却期間が継続して適用されているか。
10.	利益処分項目等の取扱いについて、確定方式と繰上方式のうち、いずれかの方式が継続して適用されているか。
11.	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲について、所定の範囲が継続して適用されているか。
12.	セグメント情報について、所定のセグメントの区分方法、営業費用の各セグメントへの配分方法並びに資産、減価償却費及び資本的支出の配分方法等が継続して適用されているか。
13.	連結会社間のデリバティブ取引は適切に処理されているか。

(3) 関連資料の例示

連結決算に関する指示書、連結決算スケジュール表、連結決算に係る説明会等の資料、子会社及び関連会社一覧表、資本系統図、事業系統図、会計処理基準一覧表、連結パッケージ、連結会社（持分法適用会社を含む。）の経理規程、税務申告書、税務申告上の申請書・届出書、登記簿謄本、勘定明細表、デリバティブ取引基本方針書、デリバティブ取引明細表、連結決算日後又は連結子会社及び持分法適用会社の貸借対照表日後の株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、稟議書

(4) 関連する主な委員会報告等

- ・監査委員会報告第 56 号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」
- ・監査委員会「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」に関する Q&A
- ・監査基準委員会報告書第 8 号（中間報告）「他の監査人の監査結果の利用」
- ・監査委員会報告第 62 号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」
- ・会計制度委員会報告第 1 号「セグメント情報の開示に関する会計手法」
- ・監査委員会報告第 53 号「セグメント情報の監査に関する実務指針」
- ・会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」
- ・会計制度委員会「金融商品会計に関する Q&A」
- ・監査委員会研究報告第 11 号「監査マニュアル作成ガイド「財務諸表項目の監査手続編」（中間報告）」
- ・会計制度委員会「重要な後発事象の開示について」
- ・監査基準委員会報告書第 3 号（中間報告）「経営者による確認書」
- ・情報システム委員会研究報告第 20 号「連結会計制度における情報システムの要件と統制手続」

2. 10110 連結決算体制の整備・運用状況

(1) 監査手続の例示

1.	前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された連結決算体制の整備・運用状況に関する問題点を把握する。
2.	連結決算規程、連結決算マニュアル、経理規程等を閲覧して、連結財務諸表作成体制の整備・運用状況を把握する。
3.	連結決算体制及び連結決算スケジュールが、前連結会計年度と同様の体制及びスケジュールであるか否かを質問する。変更があった場合には、その内容及び理由を確かめる。
4.	連結決算体制に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等による影響の有無について質問する。
5.	連結パッケージ等によって必要かつ十分な資料が入手されていることを確かめる。
6.	監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1.	連結決算は、連結財務諸表作成及びその公表日程に照らして合理的なスケジュールとなっているか。
2.	連結決算についての規程・マニュアル等は十分に整備されているか。
3.	連結財務諸表作成のための関連資料の内容・様式・金額単位等は統一されているか。

4.	連結精算表及び連結財務諸表における勘定科目の分類は、企業集団の経営実態を示す上で適切なものであるか。
5.	連結財務諸表提出会社と業種・業態の異なる連結子会社に関して、勘定科目の組替えに関する取扱いは明確にされているか。
6.	連結会社間の取引高及び債権・債務残高に関して、差異調整は適切に実施されているか。
7.	連結会社間で手形取引が多い場合には、連結会社に係る受取手形残高（割引手形残高又は裏書譲渡手形残高を含む。）及び支払手形残高を適切に集計できる体制になっているか。
8.	期末日満期受取手形、期末日満期支払手形、営業外受取手形、営業外支払手形を適切に集計できる体制になっているか。
9.	連結子会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、当該連結子会社に対して、決算日の差異に関する処理が適切に指示されているか。
10.	連結会社の社債・借入金・その他の有利子負債について、連結附属明細表作成資料（利率に関する資料、連結決算日後5年以内における1年ごとの償還・返済予定額の総額に関する資料等）が収集されているか。
11.	債務超過の状況にある関係会社、従業員数、主要な販売先への販売実績、主要な設備の状況等について、有価証券報告書等の「企業の概況」、「事業の状況」、「設備の状況」等の記載に必要な資料を収集できる体制になっているか。

（３）関連資料の例示

連結決算に関する指示書、連結決算スケジュール表、連結財務諸表作成ソフトウェアの説明書・マニュアル、連結会計方針一覧表、会計処理基準一覧表、連結パッケージ、有価証券報告書、商法計算書類（営業報告書を含む）、附属明細書、勘定明細表、税務申告書、税務申告上の申請書・届出書、決算日に差異がある場合の重要取引一覧表、資本連結資料、債権・債務の相殺消去資料、取引高の相殺消去資料、未実現損益の消去資料、有価証券報告書作成資料、注記資料、連結附属明細表作成資料

（４）関連する主な委員会報告等

・監査第一委員会報告第47号「追加情報の注記について」 ・監査委員会研究報告第8号「有価証券報告書等の「関係会社の状況」における債務超過の状況にある関係会社の開示に係る重要性の判断基準について」
--

3. 10120 子会社の範囲

（１）監査手続の例示

1.	前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された子会社の範囲に関する問題点を把握する。
2.	子会社の範囲に関する資料を閲覧し、子会社の範囲が支配力基準により決定されていることを確かめる。
3.	株式の取得・売却、子会社の設立・解散・清算等、子会社の範囲に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等による影響の有無について質問する。
4.	連結会社の投資有価証券明細表、受取配当金明細表等を閲覧することにより、子会社の範囲の網羅性を確かめる。
5.	監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

（２）留意事項の例示

1.	議決権の過半数を自己の計算において所有していることにより、意思決定機関を支配している会社を子会社等としているか。
2.	議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有しており、かつ人的・資金的関係等により意思決定機関を支配している会社等を子会社等としているか。
3.	緊密な者及び同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に議決権の過半数を占めており、かつ人的・資金的関係等により意思決定機関を支配して

いる会社等を子会社としているか。

4. 形式的には意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて、意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等を、子会社から除外しているか。
5. 役員その他会社以外の者の名義となっても、会社が自己の計算において所有している議決権が適切に認識されているか。
6. 議決権の間接所有が適切に認識されているか。
7. 緊密な者及び同意している者が所有している議決権が適切に認識されているか。
8. 議決権所有割合の算定に際して、判定対象会社の端株又は単位未満株式、判定対象会社の自己株式、株式相互持合における4分の1超の株式の所有に伴って発生する議決権を有しないこととなる判定対象会社の被所有株式は、行使し得る議決権の総数から控除されているか。

(3) 関連資料の例示

子会社及び関連会社一覧表、資本系統図、事業系統図、株主名簿、役員名簿、登記簿謄本、取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書、技術提携（援助）契約書、フランチャイズ契約書、合併契約書、金銭消費貸借契約書、債務保証及び保証類似行為に係る契約書・覚書、経営指導念書

(4) 関連する主な委員会報告等

- ・企業会計審議会「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」
- ・監査委員会報告第52号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」
- ・監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」
- ・監査委員会「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ&A」

4. 10130 関連会社の範囲

(1) 監査手続の例示

1. 前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された関連会社の範囲に関する問題点を把握する。
2. 関連会社の範囲に関する資料を閲覧することにより、関連会社の範囲が影響力基準により決定されていることを確かめる。
3. 株式の取得・売却、関連会社の設立・解散・清算等、関連会社の範囲に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等による影響の有無について質問する。
4. 連結会社の投資有価証券明細表、貸付金明細表、受取利息配当金明細表等を閲覧することにより、関連会社の範囲の網羅性を確かめる。
5. 監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 議決権の20%以上を自己の計算において所有していることにより、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる子会社以外の会社等を、関連会社としているか。
2. 議決権の15%以上、20%未満を自己の計算において所有しており、かつ財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる子会社以外の会社等を、関連会社としているか。
3. 緊密な者及び同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に議決権の20%以上を占めており、かつ財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる子会社以外の会社等を、関連会社としているか。
4. 形式的には財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることに該当する要件を満たしていても、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかである会社等を、関連会社から除外しているか。
5. 役員その他会社以外の者の名義となっても、会社が自己の計算において所有している議決権が適切に認識されているか。

6. 議決権の間接所有が適切に認識されているか。
7. 緊密な者及び同意している者が所有している議決権が適切に認識されているか。
8. 議決権所有割合に際して、判定対象会社の端株又は単位未満株式、判定対象会社の自己株式、株式相互持合における4分の1超の株式の所有に伴って発生する議決権を有しないこととなる判定対象会社の被所有株式は、行使し得る議決権の総数から控除されているか。

(3) 関連資料の例示

子会社及び関連会社一覧表、資本系統図、事業系統図、株主名簿、役員名簿、登記簿謄本、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、技術提携（援助）契約書、フランチャイズ契約書、合弁契約書、金銭消費貸借契約書、債務保証及び保証類似行為に係る契約書・覚書、経営指導念書

(4) 関連する主な委員会報告等

- ・企業会計審議会「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」
- ・監査委員会報告第52号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」
- ・監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」
- ・監査委員会「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ&A」

5. 10140 連結の範囲

(1) 監査手続の例示

1. 前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された連結の範囲に関する問題点を把握する。
2. 子会社及び関連会社一覧表、持株比率計算表等の閲覧により、連結の範囲に関する会社の方針を把握する。
3. 連結の範囲及び重要性の判断基準が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
4. 連結の範囲に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等による影響の有無について質問する。
5. 子会社及び関連会社一覧表、持株比率計算表、重要性の判断基準に関する資料等を閲覧し、連結の範囲の妥当性を確かめる。必要と認めた場合には、連結会社及び関連会社の財務諸表、勘定明細表等と突合する。
6. 非連結子会社がある場合は、連結の範囲から除いた理由について、質問及び関連資料の閲覧等により確かめる。
7. 監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 原則として、すべての子会社を連結の範囲に含めているか。
2. 非連結子会社は、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものであるか。
3. 連結財務諸表提出会社の中・長期の経営戦略上の重要な子会社、連結財務諸表提出会社の一事業部門を実質的に担っている子会社、セグメント情報に重要な影響を与える子会社、多額の含み損失や発生の可能性の高い重要な偶発事象を有している子会社を、原則として連結の範囲に含めているか。
4. 量的側面から重要性が乏しいとする場合の判断基準（資産基準、売上高基準、利益基準、剰余金基準）の具体的割合について、所定の割合が継続して適用されているか。
5. 量的側面から重要性が乏しいとする場合の判断基準は、原則として、連結財務諸表提出会社、連結子会社及び非連結子会社間における債権・債務、取引高及び未実現損益消去後の金額によっているか。
6. 意思決定機関に対する支配が一時的であると認められる子会社が、連結の範囲から除外されているか。
7. 連結の範囲に含めることにより連結財務諸表提出会社の利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある子会社が、連結の範囲から除外されているか。
8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に関して、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている子会社について、リース物件の期末残高相当額に重要性がある場合には、当該金額を勘案した上で連結の範

	囲が決定されているか。
9.	当連結会計年度に新規連結又は連結除外となった子会社について、連結される財務諸表の範囲（期間を含む。）は適切か。
10.	連結の範囲に関するその他の事項が、関連する委員会報告等に照らして適切に処理されているか。

（３）関連する主な委員会報告等

・監査委員会報告第 52 号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」 ・会計制度委員会報告第 5 号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」

6. 10150 持分法の適用範囲

（１）監査手続の例示

1.	前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された持分法の適用範囲に関する問題点を把握する。
2.	子会社及び関連会社一覧表等の閲覧により、持分法の適用範囲に関する会社の方針を把握する。
3.	持分法の適用範囲及び重要性の判断基準が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
4.	持分法の適用範囲に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等による影響の有無について質問する。
5.	非連結子会社及び関連会社一覧表、持分比率計算表、重要性の判断基準に関する資料等を閲覧し、持分法の適用範囲の妥当性を確かめる。必要と認めた場合には、連結会社、非連結子会社及び関連会社の財務諸表、勘定明細表等と突合する。
6.	持分法の適用範囲から除いた非連結子会社及び関連会社がある場合には、その理由を質問及び関連資料の閲覧等により確かめる。
7.	監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

（２）留意事項の例示

1.	原則として、非連結子会社及び関連会社に対する投資については持分法を適用しているか。
2.	持分法の適用範囲から除いた非連結子会社及び関連会社は、その損益等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないものであるか。
3.	量的側面から重要性が乏しいとする重要性の判断基準（利益基準、剰余金基準）の具体的割合について、所定の割合が継続して適用されているか。
4.	量的側面から重要性が乏しいとする重要性の判断基準は、原則として、連結財務諸表提出会社、連結子会社及び非連結子会社等間の取引による資産に含まれる未実現損益消去後の金額によっているか。
5.	持分法適用関連会社の子会社及び持分法適用関連会社の関連会社は、持分法の適用範囲に含まれないが、当該持分法適用関連会社に持分法を適用するに際して、原則として、その子会社又は関連会社に対する投資について持分法を適用して認識した損益を、当該持分法適用関連会社の損益に含めて計算しているか。
6.	財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社が、持分法の適用範囲から除外されているか。
7.	持分法を適用することにより連結財務諸表提出会社の利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのあると認められる非連結子会社及び関連会社が、持分法の適用範囲から除外されているか。
8.	持分法の適用範囲に関するその他の事項が、関連する委員会報告等に照らして適切に処理されているか。

（３）関連する主な委員会報告等

・監査委員会報告第 52 号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」 ・会計制度委員会報告第 5 号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」

7. 10160 連結会社及び持分法適用会社の財務諸表

(1) 監査手続の例示

1. 往査対象の連結子会社及び持分法適用会社について、次の手続を実施する。 (1) 往査調書を査閲し、問題点の有無を確かめる。問題点がある場合には、修正の可否を検討する。 (2) 決算日前に往査を実施している連結子会社及び持分法適用会社については、以下の2. に準じた監査手続を追加して実施する。
2. 往査対象外の連結子会社及び持分法適用会社の財務諸表について、次の手続を実施する。 (1) 前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。 (2) 前連結会計年度の監査調書の査閲又は会計処理基準一覧表、財務諸表等関連資料の閲覧並びに質問等により、会計方針を把握する。 (3) 会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを確かめる。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。 (4) 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等による影響の有無について、財務諸表等関連資料の閲覧及び質問等により確かめる。 (5) 必要と認めた場合には、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、稟議書等を閲覧し、経営環境等を把握する。 (6) 財務諸表の期末残高について期間比較・財務分析等の分析的手続を実施し、著しい増減の有無を確かめる。著しい増減がある場合には、その理由について関連資料の閲覧、質問等を行い、その理由が会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。 (7) 財務諸表、有価証券報告書、商法計算書類（営業報告書を含む。）、附属明細書、勘定明細表、税務申告書等の関連資料を閲覧し、関連項目との突合、計算調べ等を行うことにより、勘定残高の妥当性、表示方法の妥当性、重要な誤謬又は異常項目等の有無を確かめる。 (8) 親会社の監査役又は内部監査部門による往査状況を質問し、問題点の有無を確かめる。 (9) 他の監査人が関与している場合には、当該監査人への質問書に対する回答書、商法監査に係る監査報告書等を検討し、問題の有無を確かめる。
3. 連結子会社及び持分法適用会社から入手した連結パッケージを査閲し、記載内容の網羅性、前年度残高の繰越し記載の妥当性及び関連資料との整合性等について確かめる。
4. 連結会社に対する債権・債務残高、連結会社との取引高並びに持分法適用会社との取引による資産残高等について、対応する連結会社又は持分法適用会社の財務諸表、勘定明細表、残高確認状及び差異調整資料等とを突合することにより、その妥当性を確かめる。
5. 会計方針統一等のため、連結子会社又は持分法適用会社の財務諸表から連結用の財務諸表への修正・組替えが行われている場合には、修正・組替仕訳の閲覧、質問、関連資料との突合、計算調べ等により、その修正・組替処理の妥当性を確かめる。
6. 監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているか。
2. 財務諸表の表示方法に重要な誤りはないか。
3. 連結子会社の財務諸表上で、連結会社の会計処理基準の統一が行われていない場合には、原則として連結決算手続上で必要な修正が行われているか。
4. 持分法適用会社の財務諸表上で、資産及び負債の評価、税効果会計の適用等に関して、連結子会社と同様の処理が行われていない場合には、原則として連結決算手続上で必要な修正が行われているか。
5. 財務諸表から連結用の財務諸表への修正・組替えに際して、前連結会計年度と同様の基準又は方法が継続して適用されているか。

6. 利益処分項目の取扱いとして繰上方式が適用されている場合には、連結決算手続上で必要な修正が行われているか。
7. 連結会社の財務諸表上で、連結会社間取引をヘッジ対象として繰延処理されたヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、連結決算手続上で原則として修正を行い、ヘッジ関係がなかったものとして、当連結会計年度の損益として処理されているか。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・監査基準委員会報告書第5号（中間報告）「監査上の危険性と重要性」
- ・監査基準委員会報告書第1号（中間報告）「分析的手続」
- ・監査委員会報告第56号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」
- ・監査基準委員会報告書第8号（中間報告）「他の監査人の監査結果の利用」

8. 10170 決算日の差異に関する処理

(1) 監査手続の例示

1. 前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された決算日の差異に関する処理についての問題点を把握する。
2. 前連結会計年度の監査調書の査閲、連結会社及び持分法適用会社の決算日一覧表、財務諸表、有価証券報告書、商法計算書類（営業報告書を含む。）、定款、経理規程等の閲覧並びに質問等により、各社の決算日及び連結決算日との差異の有無を確かめる。また、当連結会計年度において決算日の変更があった場合には、その内容及び理由を把握する。
3. 決算日の差異に関する処理が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
4. 連結子会社の決算日が連結決算日と異なる場合で、連結決算日において連結財務諸表の基礎となる当該連結子会社の財務諸表を作成しているときは、月次財務諸表、月次試算表、精算表の閲覧及び質問等により、その作成手続が正規の決算に準ずる合理的な手続によっていることを確かめる。
5. 連結子会社の決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない場合で、連結子会社の正規の決算を基礎として連結財務諸表を作成しているときは、決算日に差異がある場合の重要取引一覧表、財務諸表から連結用の財務諸表への修正・組替仕訳の閲覧及び質問等により、決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に関する会計記録の重要な不一致について必要な調整が行われていることを確かめる。
6. 持分法適用会社の直近の決算日が連結決算日と異なる場合で、持分法適用会社の直近の決算日と連結決算日の差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときは、決算日に差異がある場合の重要取引一覧表、財務諸表又は連結財務諸表の注記についての資料等の閲覧及び質問等により、必要な修正又は注記が行われていることを確かめる。
7. 監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 持分法の適用に際しては直近の財務諸表を利用するが、持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、持分法適用会社の直近の決算日と連結決算日の差異の期間内に発生した取引又は事象について、次の（1）又は（2）の処理が行われているか。
 - （1）その影響を持分法適用会社の当期の損益又は純資産に反映すべきもので、かつ、連結財務諸表上重要なもの（重要な取引又は後発事象の「第一の事象」等）については、必要な修正を行う。
 - （2）持分法適用会社の次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすもので、かつ、連結財務諸表上重要なもの（後発事象の「第二の事象」等）については注記を行う。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針について」
- ・会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針について」
- ・監査第一委員会報告第44号「後発事象に関する監査上の取扱い」

9. 10180 在外子会社等の財務諸表項目の換算

(1) 監査手続の例示

1.	前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された在外子会社等の財務諸表項目の換算に関する問題点を把握する。
2.	前連結会計年度の監査調書の査閲、会計処理基準一覧表、財務諸表の換算資料及び為替相場表等の閲覧並びに質問等により、在外子会社等の財務諸表項目の換算方法を把握する。
3.	在外子会社等の財務諸表項目の換算方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
4.	在外子会社等の財務諸表項目の換算方法に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等による影響の有無について質問する。
5.	在外子会社等の財務諸表（円換算前）、財務諸表の換算資料、為替相場表及び連結用の財務諸表（円換算後）等を突合し、計算調べを行って、換算方法及び換算結果の妥当性並びに換算差額の表示方法の妥当性を確かめる。
6.	監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1.	資産・負債は、決算時の為替相場により換算されているか。
2.	親会社による株式取得時における資本に属する項目は、株式取得時の為替相場により換算されているか。
3.	親会社による株式取得後に生じた資本に属する項目は、当該項目の発生時の為替相場により換算されているか。
4.	在外子会社等において、支払配当金が配当決議日に現地通貨により記録されている場合には、当該配当金は配当決議日の為替相場により換算されているか。
5.	親会社との取引による収益及び費用について、親会社が換算に用いる為替相場により換算されているか。
6.	上記5. 以外の収益及び費用について、期中平均相場又は決算時の為替相場により換算されているか。
7.	換算によって生じた換算差額が、為替換算調整勘定として、貸借対照表上、資本の部に計上されているか。
8.	連結子会社に対する持分への投資をヘッジ対象としたヘッジ手段から生じた為替換算差額について、為替換算調整勘定に含めて処理する方法を採用している場合には、ヘッジ手段から発生する換算差額がヘッジ対象となる連結子会社に対する持分から発生する為替換算調整勘定を上回るときは、連結損益計算書上で、その超過額が為替差損益として処理されているか。
9.	在外子会社等の決算日が連結決算日と異なる場合には、在外子会社等の貸借対照表項目の換算に適用する決算時の為替相場として、当該在外子会社等の決算日における為替相場が適用されているか。
10.	在外子会社等の決算日が連結決算日と異なる場合には、在外子会社等の損益計算書項目の換算に適用する期中平均相場として、当該在外子会社等の会計期間に基づく期中平均相場が適用されているか。

(3) 関連する主な委員会報告等

・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」

10. 10210 資本連結

(1) 監査手続の例示

1.	前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された資本連結に関する問題点を把握する。
2.	連結会計方針一覧表、連結決算規程、連結決算マニュアル、経理規程等を閲覧して、資本連結に関する連結会計方針を把握する。
3.	資本連結に関する連結会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
4.	資本連結に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等によ

	る影響の有無について質問する。
5.	資本連結に関する開始仕訳を前連結会計年度の関連仕訳と突合し、開始仕訳の妥当性を確かめる。
6.	新規連結子会社がある場合には、関連仕訳を支配獲得日並びにその後の株式追加取得日における財務諸表、持株比率計算表、少数株主持分計算表等と突合し、支配獲得日又は株式取得日、取得価額、持株比率、時価評価による簿価修正額及び評価差額の計上、評価差額に係る繰延税金資産・負債の計上、評価差額の相殺消去、少数株主持分の計上、連結調整勘定の計上等の妥当性を確かめる。
7.	時価評価による簿価修正額のうち償却資産として計上されたものの減価償却について、関連仕訳を減価償却に関する資料と突合し、計算調を行つとともに、償却方法及び償却期間を検討し、株式取得日、簡便法適用日又は支配獲得日から対象資産の残存耐用年数にわたって、当該資産に適用されている減価償却の方法に従って償却されていることを確かめる。
8.	資本連結に際して時価評価の対象とされた資産・負債について、償却、売却、決済等により連結貸借対照表上の簿価が減少して評価差額の全部又は一部が実現した場合には、これに係る仕訳を資産及び負債の時価評価資料等の関連資料と突合し、計算調を行つて、時価評価による簿価修正額のうち未償却額の修正処理及び繰延税金資産・負債の取崩処理の妥当性を確かめる。
9.	連結調整勘定の償却について、これに係る仕訳と関連資料を突合し、償却方法及び償却期間の妥当性を確かめる。
10.	連結子会社株式の追加取得がある場合には、これに係る仕訳を株式取得日における関連資料と突合し、株式取得日、取得価額、持株比率の変動、時価評価による簿価修正額及び評価差額の計上の要否、評価差額に係る繰延税金資産・負債の計上の要否、少数株主持分の変動、連結調整勘定の計上等の妥当性を確かめる。
11.	連結子会社株式の一部又は全部の売却がある場合には、これに係る仕訳を株式売却日における関連資料と突合し、株式売却日、売却原価、持株比率の変動、時価評価による簿価修正額及び評価差額の修正の要否、評価差額に係る繰延税金資産・負債の修正の要否、少数株主持分の変動、連結調整勘定の減少、財務諸表上の株式売却損益修正等の妥当性を確かめる。
12.	子会社の時価発行増資等に伴い連結財務諸表提出会社の持株比率の増加がある場合には、これに係る仕訳を増資日等における関連資料と突合し、持株比率の増加により新規連結子会社に該当するときは、支配獲得における資本連結手続に準じて処理されていることを確かめる。また、従来からの連結子会社の持株比率が増加したときは、連結子会社株式の追加取得に準じて処理されていることを確かめる。
13.	連結子会社の時価発行増資等に伴い連結財務諸表提出会社の持株比率の減少がある場合には、これに係る仕訳を増資日等における関連資料と突合し、持株比率の減少が一部売却に準じて処理され、持分変動差額が、原則として特別利益又は特別損失として計上されていることを確かめる。
14.	連結子会社の利益処分について、これに係る仕訳を受取配当金明細表等の関連資料と突合し、計算調を行うことにより、受取配当金と配当金の相殺消去仕訳、配当金及び役員賞与に関する少数株主持分仕訳の妥当性を確かめる。
15.	連結会社の財務諸表上で、子会社株式評価損、子会社に係る清算損益等の計上がある場合には、これに係る仕訳を関連資料と突合し、関連損益の減額修正並びに税効果の認識の妥当性を確かめる。
16.	関連する仕訳の一覧表を閲覧し、計算調を行つて連結精算表への記入の妥当性を確かめる。
17.	監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1.	支配獲得日、株式取得日又は株式売却日等が子会社の決算日以外の日である場合で、当該日の前後いずれか近い決算日に支配獲得、株式取得又は株式売却等が行われたものとみなした場合の処理は適切か。
2.	連結子会社が自己株式を保有している場合や、連結子会社が他の会社の株式の4分の1超の株式を有する一方で、当該他の会社が当該連結子会社の株式を有することにより議決権の行使を制限されている株式がある場合でも、持株比率は当該自己株式数又は当該株式数を含めた発行済株式総数を分母として計算されているか。
3.	連結子会社の資産及び負債の評価について、全面時価評価法又は部分時価評価法のうち、いずれかの方法が継続して適用されているか。
4.	支配獲得に伴う資産及び負債の時価評価の最初の基準日は、部分時価評価法の原則法を適用している場合には当初株式取得日となっており、また、部分時価評価法の簡便法を適用している場合には簡便法適用日となっているか。

5. 新規連結子会社の資産及び負債の評価について部分時価評価法の簡便法が適用されている場合には、原則法によった場合との相違及び連結計算の結果が著しく相違しないことか明らかにされているか。
6. 新規連結子会社がある場合には、連結剰余金期首残高の増加高（又は減少高）として処理されるべき取得後剰余金が、「連結子会社の増加に伴う連結剰余金増加高（又は減少高）」等の連結剰余金計算書科目により処理されているか。
7. 連結調整勘定の償却について、借方差額と貸方差額のそれぞれについてその効果の発現する期間を見積もり、原則として、その計上後 20 年以内の期間において、連結子会社の実態に応じた適切な償却期間が決定されているか。
8. 連結子会社ごとに借方残高と貸方残高を相殺した場合には、その純額が借方残高となる連結調整勘定について、効果の消滅に伴う相当の減額の必要はないか。
9. 同一の連結子会社に関する追加取得分の連結調整勘定の償却について、合理的な根拠なく異なる償却期間を設定していないか。
10. 株式の間接保有における資本金等並びに剰余金に関する持分額の計算と処理が、関連する委員会報告等を参照して適切に行われているか。
11. 連結子会社株式の一部売却等により支配が解消されて、連結子会社が持分法適用会社となった場合には、持分法による投資評価額への修正仕訳が行われているか。
12. 連結子会社株式の一部売却等により、連結子会社が連結除外、かつ、持分法適用除外となった場合には、残存する当該会社の株式が連結会社の貸借対照表上の帳簿価額をもって評価され、これに伴う修正額は「連結除外に伴う連結剰余金減少高（又は増加高）」等の連結剰余金計算書科目により処理されているか。
13. 連結子会社の資産及び負債の評価に関して部分時価評価法を適用している場合には、在外連結子会社に係る時価評価による簿価修正額、資産及び負債の評価差額に対する繰延税金資産・負債は、当該連結子会社の毎決算日の為替相場により換算され、資産及び負債の評価差額、連結調整勘定残高及び連結調整勘定償却額は、株式取得日ごとの為替相場により換算されているか。
14. 連結子会社の資産及び負債の評価に関して全面時価評価法を適用している場合には、在外連結子会社に係る時価評価による簿価修正額、資産及び負債の評価差額に対する繰延税金資産・負債は、当該連結子会社の毎決算日の為替相場により換算され、資産及び負債の評価差額、連結調整勘定残高及び連結調整勘定償却額は、支配獲得日の為替相場により換算されているか。
15. 在外連結子会社株式の売却等により連結財務諸表提出会社の持株比率が減少する場合には、為替換算調整勘定のうち持株比率の減少割合相当額について取崩処理を行っているか。
16. 連結子会社の資産及び負債の評価差額、在外連結子会社の留保利益等について、連結決算手続上生じる一時差異の発生・解消・残高及び税効果が適切に認識されているか。
17. 株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続が、関連する委員会報告等に照らして適切に処理されているか。
18. 資本連結に関するその他の事項が、関連する委員会報告等に照らして適切に処理されているか。

（３）関連する主な委員会報告等

- ・会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針について」
- ・会計制度委員会報告第 7 号（追補）「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」
- ・会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針（中間報告）について」
- ・会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
- ・会計制度担当常務理事「改訂連結原則の適用初年度における資本連結手続に関する Q & A」
- ・会計制度委員会研究報告第 6 号「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」

11. 10220 債権・債務の相殺消去

（１）監査手続の例示

1. 前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された債権・債務の相殺消去に関する問題点を把握する。

2.	連結会計方針一覧表、連結決算規程、連結決算マニュアル、経理規程等を閲覧して、債権・債務の相殺消去に関する連結会計方針を把握する。
3.	債権・債務の相殺消去に関する連結会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
4.	債権・債務の相殺消去に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等による影響の有無について質問する。
5.	債権・債務の相殺消去について、これに係る仕訳を閲覧し、連結会社間債権・債務残高明細表、連結会社間債権・債務残高差異調整表等の関連資料と突合することにより、消去仕訳の妥当性を確かめる。
6.	債権・債務の相殺消去に伴う貸倒引当金の減額修正のための仕訳を閲覧し、引当金計算基礎資料等の関連資料と突合し、計算調を行うことにより、貸倒引当金の減額修正並びに税効果の認識の妥当性を確かめる。
7.	連結会社の債務保証損失引当金等で、他の連結会社を対象として引き当てられたものの減額修正について、引当金計算基礎資料等の関連資料と突合し、計算調を行うことにより、引当金の減額修正並びに税効果の認識の妥当性を確かめる。
8.	債権・債務の相殺消去の網羅性を確かめるため、連結会社の勘定明細表等を閲覧し、消去対象となる重要な債権・債務残高について関連仕訳と突合する。
9.	債権・債務の相殺消去額について、期間比較等の分析的手続を実施し、著しい増減の有無及びその理由が企業集団の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
10.	関連する仕訳の一覧表を閲覧し、計算調を行った上、連結精算表への記入の妥当性を確かめる。
11.	監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1.	確定債権・債務だけでなく、前払費用・未収収益・未払費用及び前受収益等の経過勘定項目で、連結会社間の取引に関するものも消去されているか。
2.	連結会社の収益又は費用の認識基準が相違している取引に付随する債権・債務について、認識基準の相違を調整した上で、債権・債務の相殺消去を行っているか。
3.	重要な未達取引に付随する債権・債務について、未達取引の調整をした上で、債権・債務の相殺消去を行っているか。
4.	減額修正される貸倒引当金等について、連結決算手続上生じる一時差異の発生・解消・残高に係る税効果が適切に認識されているか。
5.	連結会社が振り出した手形を、他の連結会社が金融機関に売却した場合には、その残高が短期借入金等として処理されているか。
6.	上記5. 以外の連結会社間の手形取引について、財務諸表上の手形残高が連結決算手続上で適切に修正されているか。
7.	連結会社間取引が商社等連結会社以外の第三者を通じて行われている場合であっても、実質的に連結会社間の取引であることが明確であるときは、当該取引に係る連結会社の債権・債務が相殺消去の対象とされているか。
8.	連結会社が発行した社債で一時所有のものは相殺消去の対象外とすることができるが、これに関する連結会計方針は継続して適用されているか。
9.	連結財務諸表上で売買処理を適用しているリース取引について、連結会社間の債権・債務（リース債権、リース債務等）は相殺消去されているか。

12. 10230 取引高の相殺消去

(1) 監査手続の例示

1.	前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された取引高の相殺消去に関する問題点を把握する。
2.	連結会計方針一覧表、連結決算規程、連結決算マニュアル、経理規程等を閲覧して、取引高の相殺消去に関する連結会計方針を把握する。

3.	取引高の相殺消去に関する連結会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
4.	取引高の相殺消去に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等による影響の有無について質問する。
5.	取引高の相殺消去についてこれに係る仕訳を閲覧し、連結会社間取引高明細表、連結会社間取引高調整表等の関連資料と突合することにより、消去仕訳の妥当性を確かめる。
6.	取引高の相殺消去の網羅性を確かめるため、連結会社の勘定明細表等を閲覧し、消去対象となる重要な取引高について関連仕訳と突合する。
7.	取引高の相殺消去額について、期間比較等の分析的手続を実施し、著しい増減の有無及びその理由が企業集団の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
8.	関連する仕訳の一覧表を閲覧し、計算調べを行って、連結精算表への記入の妥当性を確かめる。
9.	監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1.	発生主義と現金主義の相違等、連結会社の収益又は費用の認識基準が相違しているものについては、認識基準の相違を調整した上で、取引高の相殺消去を行っているか。
2.	重要な未達取引に付随する債権・債務について、未達取引を調整した上で、債権・債務の相殺消去を行っているか。
3.	連結会社間において、売却元のたな卸資産の売上高が、相手会社の固定資産の購入高として処理されている場合には、取引高の相殺消去及び減価償却費の修正が正しく行われているか。
4.	連結会社間において、売却元のたな卸資産・役務収益等の売上高が、相手会社の販売費及び一般管理費等の期間費用として処理されている場合には、取引高の相殺消去が正しく行われているか。
5.	連結会社間取引が商社等の連結会社以外の第三者を通じて行われている場合であっても、実質的に連結会社間の取引であることが明確であるときは、当該取引が取引高の相殺消去の対象とされているか。
6.	連結財務諸表上で賃貸借処理を適用しているリース取引について、連結会社間の取引高は相殺消去されているか。
7.	連結財務諸表上で売買処理を適用しているリース取引について、連結会社間の取引高は相殺消去され、対象リース資産の連結貸借対照表価額及び減価償却費等が貸主の購入価額に基づいて適切に修正されているか。

13. 10240 未実現損益の消去

(1) 監査手続の例示

1.	前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された未実現損益の消去に関する問題点を把握する。
2.	連結会計方針一覧表、連結決算規程、連結決算マニュアル、経理規程等を閲覧して、未実現損益の消去に関する連結会計方針を把握する。
3.	未実現損益の消去に関する連結会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
4.	未実現損益の消去に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等による影響の有無について質問する。
5.	たな卸資産に関する未実現損益の消去について次の手続を実施する。 (1) 開始仕訳を前連結会計年度の関連仕訳と突合するとともに、当連結会計年度における振戻仕訳の妥当性を確かめる。 (2) 当連結会計年度に発生した未実現損益の消去について、これに係る仕訳を閲覧し、連結会社又は持分法適用会社からの購入資産明細表、未実現損益計算表等の関連資料と突合し、計算調べを行って、消去仕訳の妥当性を確かめる。

(3) 未実現損益率表について、関連資料と突合し、未実現損益率の妥当性を確かめる。	
6.	固定資産に関する未実現損益の消去について次の手続を実施する。 (1) 開始仕訳を前連結会計年度の関連仕訳と突合するとともに、当連結会計年度における実現処理について、連結会社又は持分法適用会社からの購入資産明細表、減価償却費明細表等の関連資料と突合し、計算調を行って、売却、除却又は減価償却等に伴う修正仕訳の妥当性を確かめる。 (2) 当連結会計年度に発生した未実現損益の消去について、これに係る仕訳を関連資料と突合し、計算調を行って、消去仕訳の妥当性及び減価償却等に伴う修正仕訳の妥当性を確かめる。
7.	有価証券に関する未実現損益の消去について次の手続を実施する。 (1) 開始仕訳を前連結会計年度の関連仕訳と突合するとともに、当連結会計年度における実現処理について、連結会社又は持分法適用会社からの購入資産明細表等の関連資料と突合し、計算調を行って、売却又は減損処理等に伴う修正仕訳の妥当性を確かめる。 (2) 当連結会計年度に発生した未実現損益の消去について、これに係る仕訳を関連資料と突合し、計算調を行って、消去仕訳の妥当性を確かめる。 (3) 未実現損益の消去対象となったその他有価証券等のうち時価のあるものについて、これに係る仕訳を、時価評価資料等の関連資料と突合し、計算調を行って、連結決算手続上の時価評価の妥当性を確かめる。
8.	未実現損益の消去により連結決算手続上生じる一時差異の発生・解消・残高に関して、これに係る仕訳を未実現損益計算表等の関連資料と突合し、税効果の認識の妥当性を確かめる。
9.	未実現損益の消去の網羅性を確かめるため、連結会社又は持分法適用会社の勘定明細表等の関連資料を閲覧し、消去対象となる重要な未実現損益について関連仕訳と突合する。
10.	未実現損益の相殺消去額について、前連結会計年度比較等の分析的手続を実施し、著しい増減の有無及びその理由が企業集団の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
11.	関連する仕訳の一覧表を閲覧し、計算調を行って、連結精算表への記入の妥当性を確かめる。
12.	監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1.	重要性の乏しい未実現損益の消去を省略することとしている場合には、重要性の判断基準は妥当か。
2.	未実現損失に関して、売却元の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分は消去対象外とされているか。
3.	上記2.の未実現損失以外の未実現損益は、金額に重要性が乏しい場合を除き、その全額が消去されているか。
4.	売却元の子会社に少数株主が存在する場合には、未実現損益が、親会社持分及び少数株主持分に、持株比率に応じて配分されているか。
5.	連結会社間取引が商社等の連結会社以外の第三者を通じて行われている場合であっても、その取引が実質的に連結会社間の取引であることが明確であるときは、当該取引によって取得した資産に含まれる連結会社の損益が未実現損益として消去されているか。
6.	外貨建取引に係る未実現損益の消去額は、原則として取得時又は発生時の為替相場により換算されているか。
7.	たな卸資産等の取引経路又は加工工程等が複雑な場合には、取引経路、仕入比率、生産工程、原材料費構成比率、回転期間等が適切に把握され、未実現損益が合理的に算定されているか。
8.	未実現損益の消去について、連結決算手続上生じる一時差異の発生・解消・残高に係る税効果が適切に認識されているか。

(3) 関連する主な委員会報告等

・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」 ・会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針（中間報告）について」
--

14. 10250 少数株主持分

(1) 監査手続の例示

1.	前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された少数株主持分に関する問題点を把握する。
2.	少数株主持分の開始仕訳を前連結会計年度の関連仕訳と突合し、開始仕訳の妥当性を確かめる。
3.	連結子会社の財務諸表に対する連結決算手続上の修正、連結子会社の当期純利益、連結子会社の利益処分、資本連結、未実現損益の消去、債権・債務の相殺消去に伴う貸倒引当金の減額修正、これらに対応する税効果会計等について、少数株主持分に係る仕訳を少数株主持分計算表等の関連資料と突合し、計算調べを行うことにより、少数株主持分に係る仕訳の妥当性を確かめる。
4.	在外連結子会社の為替換算調整勘定に関する少数株主持分への振替仕訳について、財務諸表の換算資料、少数株主持分計算表等の関連資料と突合し、計算調べを行うことにより、その妥当性を確かめる。
5.	持株比率により少数株主持分に割り当てられる欠損が、当該少数株主の出資額を超える場合には、少数株主持分計算表等の閲覧及び質問等により、少数株主持分をゼロにして、当該超過額を親会社に負担させていることを確かめる。
6.	前連結会計年度以前において上記5.の処理が行われている場合で、当連結会計年度において当該連結子会社が利益を計上しているときは、少数株主持分計算表等の閲覧及び質問等により、親会社が負担した超過欠損額が利益と相殺されて解消するまで、利益の全額が親会社持分に加算されることにより少数株主持分への振替えが行われていないことを確かめる。
7.	少数株主持分に係る仕訳一覧表を閲覧し、計算調べを行って、連結精算表への記入の妥当性を確かめる。
8.	監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1.	子会社の欠損の負担について株主間の合意がある場合は、その合意に基づく額を限度として少数株主に欠損を負担させているか。
2.	在外連結子会社の為替換算調整勘定のうち、少数株主持分割合相当額が少数株主持分へ振り替えられているか。
3.	税効果会計、退職給付会計及び金融商品会計等の適用が強制されていない連結子会社について、連結決算手続上で必要な修正が行われている場合には、当該修正に対応する少数株主持分が適切に認識されているか。

(3) 関連する主な委員会報告等

・会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針について」

15. 10260 持分法

(1) 監査手続の例示

1.	前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された持分法に関する問題点を把握する。
2.	連結会計方針一覧表、連結決算規程、連結決算マニュアル、経理規程等を閲覧して、持分法に関する連結会計方針を把握する。
3.	持分法に関する連結会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
4.	持分法に関する会計に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等による影響の有無について質問する。
5.	持分法の開始仕訳を前連結会計年度の関連仕訳と突合し、開始仕訳の妥当性を確かめる。
6.	当連結会計年度から持分法適用対象となった非連結子会社又は関連会社がある場合は、これに係る仕訳を当該会社の財務諸表、持分比率計算資料、資産及び負債の時価評価資料等の関連資料と突合し、株式取得日、取得価額、持分比率、資産及び負債の評価差額の認識、評価差額に係る税効果の認識、連結調整勘定相当額の認識等の妥当性を確かめる。
7.	連結調整勘定相当額の償却に係る仕訳を連結調整勘定相当額明細表等と突合し、償却方法及び償却期間の継続性、投資勘定への加算又は減算の妥当性を確かめる。

8.	持分法適用会社の利益又は損失に係る仕訳を財務諸表、持分計算表等と突合し、投資会社の持分に見合う金額が投資勘定に加算又は減算されていることを確かめる。
9.	持分法適用会社からの受取配当金の消去に係る仕訳を利益処分案、受取配当金明細表、持分計算表等と突合し、受取配当金が投資勘定から減算されていることを確かめる。
10.	持分法適用会社の利益処分による役員賞与に係る仕訳を利益処分案、持分計算表等と突合し、負担すべき役員賞与相当額が投資勘定から減算されていることを確かめる。
11.	資産及び負債の評価差額について償却額又は実現額がある場合は、これに係る仕訳を資産及び負債の時価評価資料等の関連資料と突合し、連結調整勘定相当額の認識の修正、既償却連結調整勘定相当額のうち対応分の投資勘定への加算又は減算、税効果の認識の妥当性等を確かめる。
12.	持分法適用会社株式の追加取得がある場合は、これに係る仕訳を株式取得日における財務諸表、資産及び負債の時価評価資料、持分比率計算表等の関連資料と突合し、株式取得日、取得価額、持分比率の変動、資産・負債の評価差額、評価差額に係る税効果の認識、連結調整勘定相当額の計上の妥当性を確かめる。
13.	持分法適用会社株式を売却した場合は、これに係る仕訳を株式売却日等における財務諸表、持分比率計算表等の関連資料と突合し、株式売却日、売却原価、持分比率の変動、資産・負債の評価差額の修正、評価差額に係る税効果の認識の修正、連結調整勘定相当額の減少、財務諸表上の売却損益修正等の妥当性を確かめる。
14.	持分法適用会社の時価発行増資等に伴い、投資会社の払込額と投資会社の持分の増減額との間に差額が生じた場合は、これに係る仕訳を増資日等における財務諸表等の関連資料と突合し、投資会社の持分比率が増加したときは追加取得に準じて処理され、持分比率が減少したときは、当該差額が原則として「持分変動損益」等その内容を示す適当な科目により特別利益又は特別損失として処理されていることを確かめる。
15.	連結会社と持分法適用会社との間の取引並びに持分法適用会社間の取引に係る未実現損益に関しては、「未実現損益の消去」に準じて監査手続を実施するとともに、未実現損益消去の負担割合、未実現損益に係る税効果の仕訳科目の妥当性を確かめる。
16.	消去すべき未実現利益が投資勘定を超える場合には、関連資料の閲覧及び質問により、持分法適用会社に対する貸付金の有無等を把握した上で、投資勘定をゼロとした後の処理の妥当性を確かめる。
17.	連結会社の財務諸表上で、持分法適用会社に係る株式評価損や清算損益等が計上されている場合には、これに係る仕訳を関連資料と突合し、関連する損益の減額修正及び税効果の認識の妥当性を確かめる。
18.	持分法適用会社が債務超過に陥った場合には、関連資料の閲覧及び質問等により、他の株主との間の損失分担契約の有無、設備資金若しくは運転資金等の貸付金の有無、及び契約上若しくは事実上の債務保証の有無等を検討した上で、投資勘定をゼロとした後の貸付金等の減額及び貸付金等を超える部分の「持分法適用に伴う負債」等の計上の要否を検討する。
19.	債務超過に陥っている持分法適用会社に対して、投資会社の財務諸表上で、貸倒引当金又は債務保証損失引当金が設定されている場合には、引当金計算基礎資料等の関連資料と突合し、計算調を行って、引当金の減額修正の要否及び税効果の認識の妥当性を確かめる。
20.	在外持分法適用会社の為替換算調整勘定のうち持分相当額の投資勘定への加算又は減算について、財務諸表の換算資料や持分計算表等の関連資料と突合し、計算調を行うことにより、その妥当性を確かめる。
21.	持分法に係る仕訳一覧表を閲覧し、計算調を行って、連結精算表への記入の妥当性を確かめる。
22.	監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1.	新規持分法適用会社の資産及び負債の時価評価について、部分時価評価法の簡便法が適用されている場合には、原則法によった場合との相違及び連結計算の結果が著しく相違しないことが明らかにされているか。
2.	非連結子会社の資産及び負債の評価については、連結子会社と同様の方法に基づいて行われ、関連会社の資産及び負債の評価については、各株式取得日（部分時価評価法の原則法を適用する場合）、または持分法適用開始日及びその後の各株式追加取得日（部分時価評価法の簡便法を適用する場合）に行われているか。
3.	連結調整勘定相当額の償却について、借方差額と貸方差額のそれぞれについてその効果の発現する期間を見積もり、原則としてその計上後20年以内の期間において、持分法適用会社の実態に応じた適切な償却期間が決定されているか。
4.	持分法適用会社ごとに借方残高と貸方残高を相殺した場合には、純借方残高である連結調整勘定相当額について、効果の消滅に伴う相当の減額の必要はないか。

5.	同一の持分法適用会社に係る追加取得分の連結調整勘定相当額の償却について、合理的な根拠なく異なる償却期間を設定していないか。
6.	新規持分法適用会社がある場合には、連結剰余金期首残高の増加高（又は減少高）として処理されるべき取得後剰余金の持分額が、連結剰余金計算書の「持分法適用会社の増加に伴う（連結）剰余金増加高（又は減少高）」等の科目により処理されているか。
7.	持分法適用会社株式の一部売却等により当該会社が持分法適用除外となった場合には、残存する当該会社の株式が持分法適用除外日における連結会社の貸借対照表上の帳簿価額をもって評価され、これに伴う修正額は連結剰余金計算書の「持分法適用会社の減少に伴う（連結）剰余金減少高（又は増加高）」等の科目により処理されているか。
8.	在外持分法適用会社の（評価差額を修正後の）財務諸表は、関連する委員会報告等に照らして適切に換算されているか。
9.	未実現損失のうち、売却元の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分は消去対象外とされているか。
10.	上記9.の未実現損失以外の未実現損益は、金額に重要性が乏しい場合を除き、その全額が消去されているか。
11.	未実現損益は、関連する委員会報告等に照らして、取引の態様に応じた適切な負担割合と勘定科目のもとで消去されているか。
12.	税効果会計、退職給付会計及び金融商品会計等の適用が強制されていない持分法適用会社について、連結決算手続上で必要な修正が行われている場合は、修正に対応する持分の変動が適切に認識されているか。
13.	持分法適用会社における資本準備金、利益準備金、その他の剰余金の資本金への組入れについては、持分法適用会社の資本勘定の総額に変化はなく、また投資会社の投資勘定の金額も変化しないため、持分法計算に影響を及ぼさないものとして処理されているか。
14.	持分法適用会社の資産・負債の評価差額、持分法適用による未実現損益の消去、持分法適用会社の留保利益等について、一時差異の発生・解消・残高に係る税効果が適切に認識されているか。

（３）関連する主な委員会報告等

・会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針について」 ・会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針（中間報告）について」 ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」 ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
--

16. 10270 税効果会計

（１）監査手続の例示

1.	前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された税効果会計に関する問題点を把握する。
2.	連結会計方針一覧表、連結決算規程、連結決算マニュアル、経理規程等を閲覧して、税効果会計に関する連結会計方針を把握する。
3.	税効果会計に関する連結会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
4.	税効果会計に関する連結会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等による影響の有無について質問する。
5.	連結会社及び持分法適用会社の財務諸表上の税効果会計について、監査マニュアル作成ガイド「財務諸表項目の監査手続編」（中間報告）に収録されている監査手続を実施する。 なお、税効果会計の適用を連結決算手続上で行っている場合には、連結会社の会計処理基準の統一を連結決算手続上で行っている場合等に生じる財務諸表上の税効果会計についても、これに準じて監査手続を実施する。
6.	資本連結、債権・債務の相殺消去、未実現損益の消去等に関する連結決算手続上の税効果会計について、次の手続を実施する。 （１）資本連結に伴う連結子会社の資産・負債の評価差額に係る税効果について、これに係る仕訳を資産及び負債の時価評価資料等と突合し、計算調ベを行って、税効果の認識及び税効果会計の仕訳の妥当性を確かめる。

(2) 未実現損益の消去による一時差異の発生・解消・残高に係る税効果について、これに係る仕訳を一時差異明細表等と突合し、計算調を行って、税効果の認識及び税効果会計の仕訳の妥当性を確かめる。 (3) 債権・債務の相殺消去に伴う貸倒引当金減額修正に係る税効果について、これに係る仕訳を引当金計算基礎資料等と突合し、計算調を行って、貸倒引当金の減額修正に関する税効果会計の仕訳の妥当性を確かめる。 (4) 債務保証損失引当金等で、連結会社を対象として引き当てられたことが明らかなものの減額修正に係る税効果について、これに係る仕訳を関連資料と突合し、計算調を行うことにより、税効果の認識及び税効果会計仕訳の妥当性を確かめる。 (5) 債務超過に陥っている持分法適用会社に対する貸倒引当金又は債務保証損失引当金の減額修正に係る税効果について、関連仕訳を引当金計算基礎資料と突合し、計算調を行うことにより、税効果の認識及び税効果会計の仕訳の妥当性を確かめる。	
7.	連結財務諸表上の繰延税金資産・負債残高及び法人税等調整額について、期間比較等の分析的手続を実施し、著しい増減の有無及びその理由が、連結会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
8.	連結財務諸表上の繰延税金資産の期末残高について、各納税主体ごとの財務諸表上の繰延税金資産の計上額に関する資料及び連結決算手続による繰延税金資産の増減額を合算した資料を閲覧し、財務諸表、税務申告書、繰延税金資産の回収可能性に関する資料等の関連資料との突合、計算調べ及び質問等により、その回収可能性を確かめる。
9.	連結財務諸表上の税効果会計に関する注記の資料について、当連結会計年度に係る連結財務諸表提出会社の法人税等の計算に用いられた税率（「法定実効税率」）と、連結財務諸表上の法人税等を控除する前の当期純利益に対する法人税等（法人税等調整額を含む。）の比率（「税効果会計適用後の法人税等の負担率」）との差異に関する資料を閲覧し、法定実効税率計算表等と突合し、計算調を行って、差異の有無及びその理由を確かめる。
10.	連結財務諸表上の繰延税金資産・負債の流動・固定区分について、繰延税金資産・負債明細表を関連資料と突合し、計算調を行って、流動・固定区分が特定の資産又は負債との関連又は1年基準により行われ、同一納税主体ごとに、流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債、投資その他の資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債が、連結貸借対照表上それぞれ相殺されて表示されていることを確かめる。
11.	関連する仕訳の一覧表を閲覧し、計算調を行って、連結精算表への記入の妥当性を確かめる。
12.	監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1.	将来年度の課税所得の見積額の合理性、タックスプランニングの実現可能性、一時差異等のスケジューリングの合理性に関する経営者の見解について、経営者確認書に記載を求める必要はないか。
2.	連結会社及び持分法適用会社の財務諸表上の税効果会計に関する留意事項については、監査マニュアル作成ガイド「財務諸表項目の監査手続編」（中間報告）に収録されている留意事項に準じるが、特に次の事項に留意する。 (1) 税効果の計算に適用した税率は、関連する委員会報告等に照らして適切か。 (2) 税効果適用税率が変更された場合の処理は、関連する委員会報告等に照らして適切か。 (3) 複数の事業所を有する連結会社又は持分法適用会社については、代表的な事業所に適用されている税率を基に法定実効税率を算定し、税効果適用税率とする方法等、所定の税率算定方法が継続して適用されているか。
3.	連結決算手続上の税効果会計（未実現損益消去に関する税効果会計を除く。）については、次の事項に留意する。 (1) 連結決算手続上の資本連結に伴う評価差額の計上に係る繰延税金資産・負債について、税効果適用税率が変更された場合の処理は、関連する委員会報告等に照らして適切か。 (2) 連結子会社が損失を計上した場合の将来減算一時差異等、例外的に連結子会社への投資に係る一時差異の発生又は解消が認識された場合は、株式評価減の将来損金算入の可能性、予測可能な将来における株式売却の意思決定、配当金の将来損金不算入の可能性、繰延税金資産の回収可能性等必要な条件を検討した上で税効果が認識されているか。 (3) 連結子会社株式の一部売却等により、連結子会社が連結除外かつ持分法適用除外となり、当該会社の株式を貸借対照表上の帳簿価額によって評価する場合には、当該処理に係る投資の修正から生じた一時差異の解消に対応する繰延税金資産・負債の取崩額は、法人税等調整額でなく、連結剰余金計算書上の科目で

ある「連結剰余金減少高（又は増加高）」から直接控除されているか。

4. 未実現損益の消去に関する税効果会計については、次の事項に留意する。

（１）未実現利益の消去に係る将来減算一時差異の額は、売却元の売却年度における課税所得額を超えていないか。また、未実現損失の消去に係る将来加算一時差異の額は、売却元の当該未実現損失に係る損金を計上する前の課税所得額を超えていないか。

（２）未実現損益の消去に係る繰延税金資産・負債について、税率変更に伴う見直しを行っているか。

（３）関連する主な委員会報告等

- ・会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（中間報告）
- ・監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」
- ・監査基準委員会報告書第3号（中間報告）「経営者による確認書」

17. 10310 連結精算表及び連結財務諸表

（１）監査手続の例示

1. 前連結会計年度の連結精算表の連結修正仕訳と、当連結会計年度の開始仕訳一覧表を突合し、その妥当性を確かめる。
2. 開始仕訳一覧表と連結精算表を突合して、開始仕訳の連結精算表への転記の妥当性を確かめるとともに、連結財務諸表欄の連結剰余金期首残高について計算調べを行い、当連結会計年度の連結剰余金期首残高が前連結会計年度の連結剰余金期末残高と一致していることを確かめる。
3. 各科目の各欄の記載金額と関連する仕訳の一覧表とを突合して、誤記又は転記漏れ等がないことを確かめるとともに、計算調べを行い、連結財務諸表欄の残高の妥当性を確かめる。
4. 連結精算表から連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書への組替処理の妥当性を確かめる。
5. 連結附属明細表について、その作成資料を勘定明細表等と突合するとともに、計算調べを行うことにより、記載事項の正確性を確かめる。
6. 連結財務諸表間の相互に関連する科目の残高を突合し、その整合性を確かめる。
7. 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表の表示方法が、「連結財務諸表規則」及び関連する委員会報告等に準拠していることを確かめる。
8. 監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

（２）留意事項の例示

1. 利益処分項目又は損失処理項目の連結精算表への記入に際して、利益処分項目等の取扱い（確定方式又は繰上方式）に合致した財務諸表の関連金額が記入されているか。
2. 投資有価証券残高は、以下により計算した金額と一致しているか。また、一致しない場合は、その内容は合理的なものか。
$$\text{親会社の（投資有価証券＋関係会社株式－連結子会社株式＋持分法評価額）} + \text{各連結子会社の投資有価証券の合計}$$
3. 少数株主持分は、未実現利益を全額親会社が負担する場合、以下により計算した金額と一致しているか。また、一致しない場合は、その内容は合理的なものか。
$$\text{各連結子会社の（当期末純資産} \times \text{少数株主持分比率）の合計}$$
4. 連結財務諸表提出会社の自己株式及び連結子会社が所有する連結財務諸表提出会社の株式が、資本に対する控除項目として記入されているか。
5. 連結財務諸表欄の資本金及び資本準備金は、連結財務諸表提出会社の資本金及び資本準備金に一致しているか。
6. 利益準備金は全額連結剰余金に振り替えられているか。
7. 連結財務諸表欄の配当金は、連結財務諸表提出会社の配当金（中間配当額を含む。）と一致しているか。
8. 連結財務諸表欄の役員賞与は、以下により計算した金額と一致しているか。

	親会社の役員賞与 + 各連結子会社の（役員賞与×持株比率）の合計
9.	持分法による投資利益（又は損失）は、以下により計算した金額と一致しているか。また、一致しない場合は、その内容は合理的なものか。 各持分法適用会社の{（利益又は損失－前期決算に係わる利益処分 of 役員賞与）×持分比率}の合計
10.	当期の持分法適用会社の評価増減額は、以下により計算した金額と一致しているか。また、一致しない場合は、その内容は合理的なものか。 上記9. の金額－各持分法適用会社の（前期決算に係わる利益処分 of 受取配当金×持分比率）の合計
11.	連結損益計算書上の利益と単純合算損益計算書上の利益との差異の調整内容は合理的であるか。
12.	連結精算表から連結貸借対照表への組替処理については、例えば、次の事項に留意する。 （1）同一納税主体に係る繰延税金資産・負債について、流動資産及び流動負債、投資その他の資産及び固定負債ごとに繰延税金資産・負債が相殺消去され、その差額が表示されているか。 （2）連結貸借対照表上は、2以上の連結子会社に係る借方連結調整勘定と貸方連結調整勘定は相殺表示できることとされているが、これについて所定の表示方法が継続して適用されているか。
13.	連結精算表から連結損益計算書への組替処理については、例えば、次の事項に留意する。 （1）借方連結調整勘定の償却額及び貸方連結調整勘定の償却額について、総額表示又は相殺表示のうち、いずれかの表示方法が継続して適用されているか。 （2）持分法による投資利益及び持分法による投資損失について、総額表示又は相殺表示のうち、いずれかの表示方法が継続して適用されているか。
14.	連結精算表から連結剰余金計算書への組替処理については、例えば、次の事項に留意する。 （1）新規連結子会社がある場合には、連結剰余金期首残高の増加高（又は減少高）として処理されるべき取得後剰余金が、連結剰余金増加高（又は減少高）の区分に「連結子会社の増加に伴う（連結）剰余金増加高（又は減少高）」等、その内容を示す適当な名称をもって表示されているか。 （2）新規持分法適用会社がある場合には、連結剰余金期首残高の増加高（又は減少高）として処理されるべき取得後剰余金の持分額が、連結剰余金増加高（又は減少高）の区分に「持分法適用会社の増加に伴う（連結）剰余金増加高（又は減少高）」等、その内容を示す適当な名称をもって表示されているか。 （3）連結子会社株式の一部売却等により、連結子会社が連結除外、かつ、持分法適用除外となった場合には、残存する当該会社の株式が連結会社の貸借対照表上の帳簿価額をもって評価され、これに伴う修正額は連結剰余金減少高（又は増加高）の区分に「連結除外に伴う（連結）剰余金減少高（又は増加高）」等、その内容を示す適当な名称をもって表示されているか。 （4）持分法適用会社株式の一部売却等により当該会社が持分法適用除外となった場合には、残存する当該会社の株式が持分法適用除外日における連結会社の貸借対照表上の帳簿価額をもって評価され、これに伴う修正額は連結剰余金減少高（又は増加高）の区分に「持分法適用会社の減少に伴う（連結）剰余金減少高（又は増加高）」等、その内容を示す適当な名称をもって表示されているか。

18. 10320 連結キャッシュ・フロー計算書作成用の精算表

（1）監査手続の例示

1.	前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された連結キャッシュ・フロー計算書に関する問題点を把握する。
2.	前連結会計年度の監査調書の査閲及び質問等により、資金の範囲、営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法、連結キャッシュ・フロー計算書の作成方法等を把握する。
3.	資金の範囲や連結キャッシュ・フロー計算書の作成方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
4.	連結キャッシュ・フロー計算書に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等による影響の有無について質問する。
5.	連結キャッシュ・フロー精算表から連結キャッシュ・フロー計算書への組替処理について、組替表と突合して

	処理の妥当性を確かめる。
6.	現金及び現金同等物に関する資料を閲覧し、財務諸表、勘定明細表との突合及び質問等により、資金の範囲の妥当性を確かめる。
7.	新規連結子会社又は連結除外会社に関するキャッシュ・フローの記載対象期間について、損益計算書が連結される期間と同一期間のキャッシュ・フローが記載されていることを確かめる。
8.	簡便法により連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているときは、次の手続を実施する。 (1) 前連結会計年度と当連結会計年度に係る連結貸借対照表上の各科目の増減額（以下「連結B/S増減額」という。）について、各連結会計年度の連結貸借対照表、関連仕訳等と突合し、計算調べるを行うことにより、連結B/S増減額の妥当性を確かめる。 (2) 間接法が適用されている場合には、税金等調整前当期純損益に関するキャッシュ・フロー把握のための修正仕訳（以下「C/F仕訳」という。）の妥当性を確かめる。 (3) 各C/F仕訳について、関連資料と突合し、計算調べるを行うことにより、その妥当性を確かめる。 (4) 直接法が適用されている場合には、営業損益の計算対象になった取引に係るキャッシュ・フローが、営業収入、原材料又は商品の仕入による支出、人件費の支出、その他適当と認められる項目に区分して、主要な取引ごとに総額により表示されていることを確かめる。 (5) 間接法が適用されている場合には、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に関連して発生した損益項目（有形固定資産売却損益、投資有価証券売却損益等）が税金等調整前当期純損益に加減算されていることを確かめる。 (6) 連結剰余金の連結B/S増減額のうち、連結財務諸表提出会社の利益処分による役員賞与に基づくものについて、関連する債務の連結B/S増減額等を加減した上で、役員賞与の支払額が「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載されていることを確かめる。 (7) 少数株主持分の連結B/S増減額のうち、少数株主への配当金によるものについて、少数株主への配当金の支払額が「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載（独立掲記）されていることを確かめる。 (8) 少数株主持分の連結B/S増減額のうち、連結子会社の利益処分による役員賞与に基づくものについて、少数株主に負担させた役員賞与の支払額が「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に、連結財務諸表提出会社の役員賞与と同様に記載されていることを確かめる。 (9) 連結キャッシュ・フロー精算表上で、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に純額表示されている科目について、その残高に妥当性があること、純額表示の要件を満たしていること及び純額であることが分かるような表示科目で処理されていることを確かめる。 (10) 企業集団が第三者のために行う取引及び企業集団自身の活動というより第三者の活動を反映している取引並びに重要性の乏しい項目について、その残高及び純額表示の妥当性を確かめる。 (11) 為替差損益について、連結精算表、財務諸表、勘定明細表等を閲覧し、外貨建ての現金及び現金同等物に係る為替差損益が「現金及び現金同等物に係る換算差額」として処理されていることを確かめる。 また、間接法が適用されている場合には、原則として「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分のうち小計欄以上の区分に関連する為替差損益を、税金等調整前当期純利益に対する加減算項目として処理していないことを確かめる。 (12) 在外連結子会社に関する為替換算調整勘定の連結B/S増減額について、連結精算表、財務諸表、勘定明細表等を閲覧し、在外連結子会社について為替相場の変動によるキャッシュ・フローの発生を除外するため、原則として、次の調整が適切に行われていることを確かめる。 ① 在外連結子会社の外貨によるキャッシュ・フローが、当該在外連結子会社の収益及び費用の換算に用いられた為替相場により換算されていること なお、配当金及び役員賞与の支払並びに増資等の資本取引に関連するキャッシュ・フローについては、当該キャッシュ・フロー発生時の為替相場により換算されていること ② 在外連結子会社の外貨による「現金及び現金同等物の期首残高」が、前期末の決算時の為替相場により換算されていること ③ 在外連結子会社の外貨による「現金及び現金同等物の期末残高」が、当期末の決算時の為替相場により換算されていること ④ 上記①から③までの換算の結果生じた円貨による差額が、「現金及び現金同等物に係る換算差額」として処理されていること

(13) C/F仕訳の一覧表を閲覧し、計算調を行って、連結キャッシュ・フロー精算表への記入の妥当性を確かめる。 (14) 連結キャッシュ・フロー精算表について、計算調を行い、連結キャッシュ・フロー計算書欄の残高の妥当性を確かめる。
9. 原則法により連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているときは、次の手続を実施する。 (1) 各連結会社のキャッシュ・フロー精算表について、上記8. に準じた監査手続を実施する。 (2) 各連結会社のキャッシュ・フロー精算表について、各科目の各欄の記載金額とC/F仕訳を突合して、誤記又は転記漏れ等がないことを確かめるとともに、計算調を行い、キャッシュ・フロー計算書欄の残高の妥当性を確かめる。 (3) 各連結会社のキャッシュ・フロー精算表のキャッシュ・フロー計算書欄について、期間比較等の分析的手続を実施し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。 (4) 各連結会社のキャッシュ・フロー精算表上のキャッシュ・フロー計算書欄から、連結キャッシュ・フロー精算表への転記につき、誤記又は転記漏れ等がないことを確かめる。 (5) 連結会社相互間のキャッシュ・フローの相殺消去又は修正に関するC/F仕訳を閲覧し、連結精算表、関連仕訳、財務諸表、勘定明細表等と突合し、計算調を行うことにより、連結会社相互間のキャッシュ・フローの相殺消去（又は修正）に関するC/F仕訳の妥当性を確かめる。 (6) 連結会社相互間のキャッシュ・フローの相殺消去又は修正に関するC/F仕訳の一覧表を閲覧し、計算調を行って、連結キャッシュ・フロー精算表への記入の妥当性を確かめる。 (7) 連結キャッシュ・フロー精算表について、計算調を行い、連結キャッシュ・フロー計算書欄の残高の妥当性を確かめる。
10. 監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 現金同等物は、容易な換金可能性と価値変動についての僅少なりリスクといういずれの要件も満たしているか。 2. 当座借越を連結貸借対照表上で短期借入金に含めている場合であっても、当座借越が日常の資金管理活動において現金同等物と同様に利用されており、財務活動とみるよりは資金管理活動の不可分な構成部分として考えることに合理性があるときには、当座借越が負の現金同等物とされているか。 3. 資金の範囲に含めた現金及び現金同等物の内容に関する方針を変更した場合に注記する影響額の計算に当たって、変更の影響を受けた各表示区分の合計額、「現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）」並びに「現金及び現金同等物の期末残高」に与える影響額が計算されているか。 4. 各キャッシュ・フローが、事業目的や決済条件等の取引慣行を考慮した所定の基準に準拠して、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」又は「財務活動によるキャッシュ・フロー」へ適切に区分されているか。 5. 直接法又は間接法による「営業活動によるキャッシュ・フロー」の小計欄までの区分には、おおむね営業損益計算の対象となった取引に係るキャッシュ・フローが記載され、かつ、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フロー及び法人税等に係るキャッシュ・フローが、「営業活動によるキャッシュ・フロー」のうち小計欄より下の区分に記載されているか。 6. 利益処分による役員賞与の支払額は、直接法を適用している場合には「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分における人件費の支出に含め、間接法を適用している場合には「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分における税金等調整前当期純損益に対する減算項目とされているか。 7. 商品及び役務の販売により取得した手形の割引による収入及び営業債権のファクタリング等による収入が、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載されているか（ただし、連結決算上で、借入金へ振り替えている連結会社振り出し手形の割引による収入は、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。）。 8. 営業活動による債権から生じた破産債権・更生債権等や償却済みの債権の回収額が、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載されているか。 9. 営業外収益又は営業外費用並びに特別利益又は特別損失に係る収入又は支出が、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の小計欄より下の区分に記載されているか。

10. 有形固定資産及び無形固定資産の取得・売却、資金の貸付け・回収、現金同等物に含まれない有価証券及び投資有価証券の取得・売却等の取引に係るキャッシュ・フローが、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載されているか。
11. 借入れ及び株式又は社債の発行による資金の調達、借入金の返済及び社債の償還等の取引によるキャッシュ・フローが、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載されているか。
12. 自己株式の取得に係る支出及び自己株式の売却による収入は、取得事由又は売却事由にかかわらず、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に純額表示により記載されているか。
13. 利益に関連する金額を課税標準とする事業税に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に法人税等支払額として記載され、一方、収入金額を課税標準とする事業税に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に法人税等支払額とは区分して記載されているか。
14. 利息及び配当金の表示方法として、次の（１）又は（２）のうちいずれかの方法が継続して適用されているか。
 - （１）受取利息、受取配当金及び支払利息は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法
 - （２）受取利息及び受取配当金は「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払利息及び支払配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法
15. 持分法適用会社からの配当金の受取額は、上記 14. の利息及び配当金の表示方法について選択した方法に従い、原則として、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分又は「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分のいずれかに記載されているか。
 または、間接法を適用している場合で、かつ、受取配当金を「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することとしている場合には、持分法適用会社からの配当金受取額を非資金損益項目である持分法による投資利益（又は投資損失）と相殺（又は合算）して表示しているか。
16. 連結会社相互間において、現金及び現金同等物の未達取引がある場合には、これを調整した上で連結会社相互間のキャッシュ・フローが相殺消去されているか。
17. 株式取得に伴って非連結子会社を連結子会社とした場合には、当該子会社株式の取得に係るキャッシュ・フローが、株式取得に伴い支出した現金及び現金同等物の額から、連結開始時に当該連結子会社が保有していた現金及び現金同等物の額を控除した額をもって「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載されているか。
 （キャッシュ・フローを伴う営業譲受けについても同様）
18. 株式譲渡に伴って連結子会社を非連結子会社とした場合には、当該子会社株式の譲渡に係るキャッシュ・フローが、株式譲渡に伴い取得した現金及び現金同等物の額から、連結除外時に当該連結除外会社が保有していた現金及び現金同等物の額を控除した額をもって「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載されているか。
 （キャッシュ・フローを伴う営業譲渡についても同様）
19. 株式取得を伴わずに非連結子会社を新たに連結子会社とした場合には、連結開始時の新規連結子会社の現金及び現金同等物の残高が、「現金及び現金同等物の期首残高」に加算する形式で独立表示されているか。
20. 株式譲渡を伴わずに連結子会社を連結の範囲から除外した場合には、連結除外時の連結除外会社の現金及び現金同等物の残高が、「現金及び現金同等物の期首残高」から減算される形式で独立表示されているか。
21. 合併交付金の支払いを伴う合併や現金及び現金同等物の増加・減少を伴う営業譲渡・譲受け等、部分的にキャッシュ・フローを伴う取引については、キャッシュ・フローを伴う部分についてのみキャッシュ・フローの記載対象とされているか。
 なお、被合併会社の合併により受け入れた現金及び現金同等物は、非連結子会社を新たに連結子会社とした場合の処理に準じて記載（独立表示）しているか。
22. 非資金損益項目には該当しないが、キャッシュ・フローを伴わない連結 B/S 増減額（法人税等調整額の計上による連結剰余金の増減額、少数株主利益又は少数株主損失の計上による連結剰余金の増減額、その他有価証券評価差額金の増減額等）は、対応する各科目の連結 B/S 増減額と相殺消去され、連結キャッシュ・フロー計算書の記載対象となっていないか。
23. 連結剰余金の連結 B/S 増減額のうち、連結財務諸表提出会社の配当金によるものは、未払配当金等の債務の連結 B/S 増減額に経年未払配当金の収益計上等の非資金損益項目を加減することによって、配当金の支払額が「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載されているか。
24. リース物件の借主の支払リース料については、次の事項に留意する。

	(1) 売買処理された借主側のファイナンス・リース取引に係る支払リース料のうち、元本返済額部分が「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載され、利息相当額部分が支払利息の表示区分に従って記載されているか。 または、利息相当額を区分計算していない場合には、支払リース料を「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しているか。 (2) 賃貸借処理された借主側のファイナンス・リース取引に係るキャッシュ・フローが、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載されているか。 (3) オペレーティング・リース取引に係る支払リース料に係るキャッシュ・フローが、原則として「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載されているか。
25.	リース物件の貸主の受取リース料については、次の事項に留意する。 (1) 受取リース料を営業損益計算の対象としている場合には、受取リース料に係るキャッシュ・フローが「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載されているか。 (2) 受取リース料を営業損益計算の対象としていない場合には、受取リース料のうち、元本返済額部分が「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載され、利息相当額部分が受取利息の表示区分に従って記載されているか。 または、利息相当額を区分計算していない場合には、受取リース料を「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しているか。
26.	先物契約、オプション契約、先渡契約及びスワップ契約等をヘッジ手段として利用している場合には、ヘッジ対象となった取引に係るキャッシュ・フローと同一表示区分の同一科目に、これらの先物契約等に係るキャッシュ・フローが記載されているか。
27.	先物契約等をヘッジ手段以外の目的により利用している場合には、これらの先物契約等に係るキャッシュ・フローが「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載されているか。 または、事業目的としてこれらの先物契約等を短期売買目的で保有している場合には、当該先物契約等に係るキャッシュ・フローを「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しているか。
28.	消費税及び地方消費税に係るキャッシュ・フローについて、所定の処理方法が継続して適用され、かつ、消費税の申告による納付又は還付に係るキャッシュ・フローが、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に消費税等支払額（還付額）又は未払（未収）消費税等の増加額（又は減少額）として記載されているか。
29.	社債や新株の発行に伴う社債発行費や新株発行費の支出に重要性がある場合には、社債の発行による収入や株式の発行による収入が、社債発行費や新株発行費に係るキャッシュ・フローを相殺した実質手取額で記載されているか。
30.	同一取引先に対する債権・債務の相殺による決済等、相殺取引に係るキャッシュ・フローを記載対象としていないか。

(3) 関連資料の例示

連結B/S増減額に係る勘定分析資料、連結B/S増減額の総額表示への修正に関する資料、連結精算表、連結財務諸表、財務諸表、勘定明細表、少数持分計算表、非資金損益項目に関する資料

(4) 関連する主な委員会報告等

・企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準・同注解」
 ・会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」

19. 10410 リース取引

(1) 監査手続の例示

1.	前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識されたリース取引に関する問題点を把握する。
2.	連結会計方針一覧表、連結決算規程、連結決算マニュアル、経理規程等の閲覧により、リース取引に関する連結会計方針を把握する。
3.	リース取引に関する連結会計方針や会計上の見積方法を、所定の基準に準拠し継続して適用しているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。

4.	リース取引に関する連結会計方針のうち、資産計上又は注記を省略する重要性の判断基準、支払利子込み法又は受取利子込み法の適用に関する重要性の判断基準等が、「連結財務諸表規則」及び関連する委員会報告等に準拠していることを確かめる。
5.	リース取引に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等による影響の有無について質問する。
6.	新規発生又は解約したリース取引及びその他重要なリース取引について、リース取引明細表をリース契約書、リース料計算書、リース料請求書等と突合することにより、所定の重要性の判断基準を継続して適用していること及びリース取引についての記録が正確であることを確かめる。
7.	連結会社の財務諸表、受取利息明細表、支払利息明細表等の勘定明細表等を閲覧し、リース取引に関連する重要な残高をリース取引明細表と突合することにより、リース取引明細表の網羅性を確かめる。
8.	連結会社の外貨建リース取引について、当該連結会社のリース取引明細表を、財務諸表、為替相場表、勘定明細表等と突合し、計算調べを実施する。また、国内連結会社の行う外貨建リース取引の換算及び在外連結子会社が行うリース取引を含む外貨表示財務諸表項目の換算が、「外貨建取引等会計処理基準」に準拠していることを確かめる。
9.	連結会社と第三者との所有権移転外ファイナンス・リース取引について、次の手続を実施する。 (1) 連結会社と第三者との所有権移転外ファイナンス・リース取引について、連結会社の財務諸表の段階で会計処理を賃貸借処理に統一し、かつ、連結財務諸表上も賃貸借処理を適用する場合には、リース取引明細表を連結財務諸表上の注記と突合し、計算調べを行うことにより、注記の妥当性を確かめる。 (2) 連結会社と第三者との所有権移転外ファイナンス・リース取引について、連結会社の財務諸表の段階で会計処理を賃貸借処理に統一しているが、連結財務諸表上は売買処理を適用する場合には、リース取引明細表と賃貸借処理から売買処理への修正仕訳を突合し、計算調べを行うことにより、修正仕訳の妥当性を確かめる。なお、賃貸借処理に関する注記は不要となる。 (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引について、連結会社の財務諸表の段階で会計処理を賃貸借処理又は売買処理のいずれかに統一していないが、連結財務諸表上で売買処理を適用する場合には、賃貸借処理を行っている連結会社のリース取引明細表を当該会社の賃貸借処理から売買処理への修正仕訳と突合し、計算調べを行うことにより、修正仕訳の妥当性を確かめる。なお、賃貸借処理に関する注記は不要となる。 (4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引について、連結会社の財務諸表の段階で会計処理を賃貸借処理又は売買処理のいずれかに統一していないが、連結財務諸表上で会計処理を修正せず、そのまま連結する場合には、賃貸借処理を行っている連結会社のリース取引明細表を連結財務諸表上の注記と突合し、計算調べを行うことにより、注記の妥当性を確かめる。
10.	連結会社間の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、リース取引明細表を関連仕訳及び注記と突合し、計算調べを行うとともに、次の手続を実施する。 (1) 連結会社間の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、借主、貸主ともに売買処理を行っている場合は、連結会社間の取引高及び債権・債務残高の相殺消去と、リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額に含まれる未実現損益の消去を行っていることを確かめる。 (2) 連結会社間の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、借主、貸主ともに賃貸借処理を行っている場合は、連結会社間の受取リース料、支払リース料等の取引高を相殺消去し、貸主のリース資産を自社用資産に振り替えるとともに、賃貸借処理に関する注記金額から当該連結会社間リース取引分を控除していることを確かめる。 (3) 連結会社間の所有権移転外ファイナンス・リース取引を、売買処理するか賃貸借処理するかについて、借主と貸主が異なった処理を採用している場合は、連結決算手続上で必要な修正を行っていることを確かめる。
11.	連結財務諸表上の所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する注記及びオペレーティング・リース取引に関する注記について、期間比較等の分析的手続を実施し、著しい増減の有無及びその理由が企業集団の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
12.	連結財務諸表上の所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する注記及びオペレーティング・リース取引に関する注記が、「連結財務諸表規則」及び関連する委員会報告等に準拠していることを確かめる。
13.	監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. リース物件の借主については、例えば、次のような重要性の判断基準があるが、所定の重要性の判断基準を継続して適用しているか。

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引で賃貸借処理を適用しているもののうち、次の①又は②のリース取引については注記は必要としない（なお、ファイナンス・リース取引について売買処理を適用する場合には、次の①又は②のリース取引については、資産計上を省略することが認められている。）。

① 連結会社の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりの金額が3百万円以下のもの（ただし、1つのリース契約に科目の異なる資産が含まれているときには、異なる科目ごとに、その合計額によることができる。）

② リース期間が1年未満のリース取引

(2) オペレーティング・リース取引のうち、次の①又は②のリース取引については注記は必要としない。

① 連結会社の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりの金額が3百万円以下のもの（ただし、1つのリース契約に科目の異なる資産が含まれているときには、異なる科目ごとに、その合計額によることができる。）

② リース期間が1年未満のリース取引

(3) 賃貸借処理を適用している所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、次の割合が低い（当分の間10%未満）ものについては、支払利子込み法により注記することができる。（なお、「有形固定資産の期末残高」には、ソフトウェア等有形固定資産以外の資産をファイナンス・リース取引の対象とする場合には、当該資産の属する科目の期末残高を含む。）

$$\frac{\text{当連結会計年度末における未経過リース料の期末残高 (A)}}{\text{(A) + 当連結会計年度末における有形固定資産の期末残高}}$$

(4) 上記(3)にかかわらず、賃貸借処理を適用している所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、ファイナンス・リース取引の対象となる資産の属する科目が連結会社の事業内容に照らして重要性が乏しい場合において、次の割合が低い（当分の間5%未満）ものについては、支払利子込み法により注記することができる。（なお、「有形固定資産の期末残高」には、ソフトウェア等有形固定資産以外の資産をファイナンス・リース取引の対象とする場合には、当該資産の属する科目の期末残高を含む。）

$$\frac{\text{当連結会計年度末における当該科目に係る未経過リース料の期末残高 (A)}}{\text{(A) + 当連結会計年度末における有形固定資産の期末残高}}$$

2. リース物件の貸主については、貸主がリース取引を通常の取引とする会社以外の会社である場合には、所有権移転外ファイナンス・リース取引で売買処理を適用していないもののうち、次の割合が低い（当分の間10%未満）所有権移転外ファイナンス・リース取引については、受取利子込み法により注記することができる。

$$\frac{\text{当連結会計年度末における未経過リース料残高 (A) + 当連結会計年度末における見積残存価額の残高の合計額 (B)}}{\text{(A) + (B) + 当連結会計年度末における営業債権残高の合計額}}$$

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・企業会計審議会「リース取引に係る会計基準・同注解」
- ・会計制度委員会「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」
- ・会計制度委員会報告第5号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」
- ・監査委員会報告第54号「リース取引に係る監査上の取扱い」

20. 10420 セグメント情報

(1) 監査手続の例示

1. 前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識されたセグメント情報に関する問題点を把握する。
2. 前連結会計年度に関する有価証券報告書等を閲覧することにより、前連結会計年度における事業の種類別セグメント情報、所在地別セグメント情報及び海外売上高の作成の有無並びに当連結会計年度における作成の継続

	性を概括的に把握する。
3.	前連結会計年度の監査調書の査閲、連結財務諸表作成ソフトウェアの説明書・マニュアル等の閲覧により、セグメント情報の作成方法を把握する。
4.	セグメントの区分方法、営業費用の各セグメントへの配分方法並びに資産、減価償却費及び資本的支出の配分方法等を、所定の基準に準拠して継続して適用していることを質問等により確かめる。変更があった場合には、会社作成の基礎資料を閲覧し、正当な理由があることを確かめるとともに、変更に伴う影響額の計算の妥当性を確かめる。
5.	セグメント情報に影響を及ぼす連結会計方針の変更の有無、会計事実の変化の有無及び会計基準の新設・改廃及びその他法令・税制の改正等による影響の有無を、連結財務諸表（注記を含む。）との突合又は質問等により確かめる。
6.	事業の種類別セグメント情報、所在地別セグメント情報及び海外売上高について、期間比較、諸要素の相互関係の検討等の分析的手続を実施し、著しい増減の有無及びその理由が企業集団の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
7.	事業の種類別セグメント情報について、次の手続を実施する。 (1) セグメントを製品（商品又役務）の種類・性質、製造方法及び販売市場の類似性を考慮して決定し、各セグメントに属する主要な製品の名称又は事業の内容等を明らかにしていることを確かめる。 (2) 会社作成の基礎資料を閲覧し、セグメントの区分が連結財務諸表規則様式の記載上の注意に従っていることを確かめる。 (3) 各セグメントの売上高、営業費用、営業利益又は営業損失、資産、減価償却費及び資本的支出について、会社作成の基礎資料と突合し、計算調べを行うとともに、必要と認めた場合には関連資料と突合することにより、その妥当性を確かめる。 (4) 「消去又は全社」欄について、会社作成の基礎資料と突合し、計算調べを行うとともに、必要と認めた場合には関連資料と突合することにより、その妥当性を確かめる。 (5) 「連結」欄について、連結財務諸表と突合してその妥当性を確かめる。 (6) 事業の種類別セグメント情報の記載が省略されている場合には、会社作成の基礎資料を閲覧し、連結財務諸表規則様式の記載上の注意に従っていることを確かめる。
8.	所在地別セグメント情報について、次の手続を実施する。 (1) 連結会社の所在する国又は地域、連結会社の重要な在外支店に関する資料等を閲覧して、セグメント（国又は地域）を、販売元における地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して決定し、複数の国又は地域が属しているセグメントがある場合には、当該セグメントに属する主な国又は地域を明らかにしていることを確かめる。 (2) 会社作成の基礎資料を閲覧し、区分すべき所在地別セグメントが連結財務諸表規則様式の記載上の注意に従っていることを確かめる。 (3) 各セグメントの売上高、営業費用、営業利益又は営業損失、資産について、会社作成の基礎資料と突合し、計算調べを行うとともに、必要と認めた場合には関連資料と突合することにより、その妥当性を確かめる。 (4) 「消去又は全社」欄について、会社作成の基礎資料と突合し、計算調べを行うとともに、必要と認めた場合には関連資料と突合することにより、その妥当性を確かめる。 (5) 「連結」欄について、連結財務諸表と突合してその妥当性を確かめる。 (6) 所在地別セグメントの記載が省略されている場合には、会社作成の基礎資料を閲覧し、連結財務諸表規則様式の記載上の注意に従っていることを確かめる。
9.	海外売上高について、次の手続を実施する。 (1) 連結会社の所在する国又は地域、連結会社の重要な在外支店に関する資料等を閲覧して、セグメント（本邦以外の国又は地域の区分）を、販売先における地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して決定し、複数の国又は地域が属しているセグメントがある場合には、当該セグメントに属する主な国又は地域を明らかにしていることを確かめる。 (2) 会社作成の基礎資料を閲覧し、海外売上高を連結財務諸表規則様式の記載上の注意に従って区分して記載していることを確かめる。

	(3) 各セグメントの海外売上高について、会社作成の基礎資料と突合し、計算調を行うとともに、必要と認めた場合には関連資料と突合することにより、その妥当性を確かめる。
	(4) 連結売上高について、連結財務諸表と突合してその妥当性を確かめる。
	(5) 各セグメントの連結売上高に占める海外売上高の割合について、会社作成の基礎資料と突合し、計算調べを行って、その妥当性を確かめる。
	(6) 海外売上高の記載が省略されている場合には、会社作成の基礎資料を閲覧し、連結財務諸表規則様式の記載上に従っていることを確かめる。
10.	事業の種類別セグメント情報、所在地別セグメント情報及び海外売上高について、次の事項が「連結財務諸表規則」及び関連する委員会報告等に準拠していることを確かめる。 (1) 表示様式 (2) 連結会計方針の変更又はセグメント区分の方法等の変更に関する記載 (3) 作成が省略されている場合の記載
11.	監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1.	事業の種類別セグメント情報については、次の事項に留意する。 (1) 相当期間にわたり記載対象セグメント、営業費用の配分方法、資産の配分方法等について継続性が維持するような配慮をしているか。 (2) 経営の多角化の状況、経営方針、経営組織等の変更が適切に反映されているか。 (3) セグメント間の売上・振替取引に、特に異常な利益率を含んだ売上価格や振替価格を用いていないか、また、期中と期末で合理的な理由なく変更していないか。 (4) 特に、貸付金、有形固定資産、無形固定資産、投資有価証券、出資金、繰延税金資産、貸倒引当金等に関して、適切な資産配分の方法を継続して適用しているか。
2.	所在地別セグメント情報については、次の事項に留意する。 (1) 相当期間にわたり記載対象セグメント、営業費用の配分方法、資産の配分方法等について継続性を維持するような配慮をしているか。 (2) 生産活動のみを行っている国又は地域についても、他の国又は地域への内部売上高又は振替高が計上されている場合には、他のセグメントと区分して記載することの要否を検討しているか。 (3) セグメント間の売上・振替取引に特に異常な利益率を含んだ売上価格や振替価格を用いていないか、また、期中と期末で合理的な理由なく変更していないか。 (4) 事業の種類別セグメント情報の配賦不能営業費用は、所在地別セグメント情報の配賦不能営業費用と原則として一致しているか。 (5) 事業の種類別セグメント情報の全社資産は、所在地別セグメント情報の全社資産と原則として一致しているか。
3.	海外売上高については、次の事項に留意する。 (1) 相当期間にわたり国又は地域の区分方法について継続性を維持するような配慮をしているか。 (2) 海外売上高に、在外連結子会社による本邦への売上高や連結会社間の内部売上高又は振替高を含めていないか。 (3) 商社等の仲介者を通じて輸出が行われている場合で、連結財務諸表提出会社又は国内連結子会社が海外の販売先を把握しているような場合には、特別の理由がある場合を除き、実質的な観点から、当該輸出高を海外売上高に含めているか。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・会計制度委員会報告第1号「セグメント情報の開示に関する会計手法」
- ・監査委員会報告第53号「セグメント情報の監査に関する実務指針」
- ・監査基準委員会報告書第3号（中間報告）「経営者による確認書」

21. 10430 関連当事者との取引

(1) 監査手続の例示

1. 前連結会計年度の監査調書を査閲し、前連結会計年度以前の監査で認識された関連当事者との取引に関する問題点を把握する。
2. 監査実施の全過程において、関連当事者との取引の有無について注意を払う。
3. 関連当事者との取引の調査に係る管理体制を適切に整備し、有効に運用することにより、関連当事者との取引を適切かつ網羅的に把握していることを確かめるため、質問及び調査回答書等の閲覧を行う。
4. 関連当事者の異動の有無について質問する。異動があった場合には、その内容及び理由を確かめる。
5. 関連当事者一覧表を閲覧し、親会社及び法人主要株主等のグループ、役員及び個人主要株主等のグループ、子会社等のグループ及び兄弟会社等のグループに区分して、関連当事者を適切に把握していることを確かめる。
6. 関連当事者取引の集計表を入手し、関連資料との突合及び計算調べを行うことにより、所定の重要性の判断基準を継続して適用し、関連当事者との取引を適切に注記していることを確かめる。
7. 取引条件、取引条件の決定方針等について質問する。また、必要と認めた場合には契約書、稟議書、請求書、領収証、見積書、計算書等を閲覧することにより、異常項目の有無を検討する。
8. 必要と認めた場合には、関連当事者から残高確認状を入手し関連当事者取引の集計表と突合することにより、関連当事者との取引の正確性及び網羅性を確かめる。
9. 注記対象となる取引金額、期末残高等について期間比較等の分析的手続を実施し、著しい増減の有無及びその理由が連結財務諸表提出会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
10. 取締役会議事録、株主名簿、役員名簿、登記簿謄本、稟議書、重要な契約書等を閲覧し、関連当事者との取引の網羅性を確かめる。
11. 連結財務諸表、連結精算表、勘定明細表等を閲覧し、重要な関連当事者との取引について関連当事者取引の集計表と突合することにより、関連当事者との取引の正確性及び網羅性を確かめる。
12. 関連当事者との取引の正確性及び網羅性等を特に確認するため、必要と認めた場合には関連当事者との取引に関する事項を経営者確認書に追加する。
13. 関連当事者との取引の注記が、「連結財務諸表規則」（「財務諸表等規則」準用）及び関連する委員会報告等に準拠していることを確かめる。
14. 監査手続の実施結果、検出事項及び所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 連結財務諸表提出会社とその関連当事者との取引を注記対象とし、連結子会社とその関連当事者との取引を注記対象外としているか。
2. 連結決算手続上で相殺消去された取引を注記対象外としているか。
3. 取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引並びに役員に対する報酬・賞与及び退職慰労金の支払いを注記対象外としているか。
4. 親会社等（連結財務諸表提出会社の親会社、その他の関係会社、主要株主又は役員）が第三者のために連結財務諸表提出会社との間で行う取引を関連当事者との取引として把握しているか。
5. 連結財務諸表提出会社と第三者との間の取引で、親会社等が当該取引に関して連結財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしている取引を関連当事者との取引として把握しているか。
6. 関連当事者に期中異動がある場合には、関連当事者であった期間中の取引を注記対象としているか。特に、関連当事者でなくなった場合には、期末残高について適切な記載を行っているか。
7. 無償取引（無利子貸付を含む。）について、取引金額を合理的に見積もった上で重要性の判断基準を適用しているか。
8. 取引金額が時価に比して著しく低い有償取引（低利貸付等を含む。）について、取引金額を合理的に見積もった上で重要性の判断基準を適用しているか。

9. 債務保証等について、重要性の判定、「取引金額」の欄の記載及び保証・被保証の別の記載を適切に行っているか。
10. 担保資産について、重要性の判定、「取引金額」の欄の記載及び担保提供・担保受入れの別の記載を適切に行っているか。
11. 外注先等への有償支給取引に係る売上・仕入取引について、重要性の判定を適切に行っているか。
12. 一時的に重要性の判断基準を下回る関連当事者との取引について、注記の継続性が保たれるような取扱いを行っているか。
13. 形式的・名目的に第三者を経由した取引について、実質上の相手先を取引当事者とみなす場合には、適切な注記を行っているか。
14. 消費税等又は為替差損益の処理方法について、適切な説明を行っているか。
15. 資金貸借取引について、「取引金額」の欄の記載を適切に行っているか。
16. 期末残高に重要性がない資金貸借取引について、その取引の発生総額に重要性がある場合には注記対象としているか。
17. 期末残高がない資金貸借取引について、当該資金貸借取引に係る利息に重要性がある場合には注記対象としているか。
18. 貸倒引当金繰入額及び株式評価損等の会計上の資産評価に係る損益を注記対象外とし、債権放棄（相手方の債務免除益）のように取引実体が伴うものを注記対象としているか。
19. 貸借対照表のみを連結している新規連結子会社について、連結前の期間において関連当事者に該当し、かつ、当該新規連結子会社との損益取引に重要性があるときには、注記対象としているか。

（３）関連する主な委員会報告等

- ・財務諸表等規則様式第１号「関連当事者との取引」
- ・監査委員会報告第 62 号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」
- ・監査基準委員会報告書第 3 号（中間報告）「経営者による確認書」